

議第47号

京都市生産緑地地区の区域の規模に関する条例の制定について
京都市生産緑地地区の区域の規模に関する条例を次のように制定する。

平成30年 2月16日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市生産緑地地区の区域の規模に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、生産緑地法（以下「法」という。）第3条第2項の規定に基づき、生産緑地地区の区域の規模に関する条件を定めるものとする。

(生産緑地地区の区域の規模)

第2条 法第3条第2項に規定する条例で定める区域の規模に関する条件は、300平方メートル以上の規模の区域であることとする。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

提案理由

生産緑地地区の区域の規模に関する条件を定める必要があるので提案する。